毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（一二一・商工業振興課）……1
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出（一二二・商工業振興課）……2
○屋外広告物に関する講習の実施（一二三・都市計画課）……3
○道路区域の変更及び供用開始（一二四～一二六・道路環境課）……4
○道路区域の変更（一二七・道路環境課）……5
○建築基準法による道路位置の指定（一二八・鹿角地域振興局建設部）……5

公　告

○土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部）……6
○農業委員会の交換分合計画の認可（北秋田地域振興局農林部）……6

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（一一）……6
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（一二）……7
○政治団体の解散の届出（一三）……9
○政治団体の収支に関する報告書（一四）……9
○公職の候補者の資金管理団体の届出（一五）……12
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（一六）……12
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（一七）……12
○政治団体の収支に関する報告書（一八）……13
○政治団体の収支に関する報告書の修正について（一九）……15
○個人演説会を開催することができる施設の指定（二〇）……15

告　示

秋田県告示第百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要

㈠　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

マックスバリュ東北株式会社　代表取締役　反　田　悦　生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

㈡　大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新仁賀保店
由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五ほか

㈢　変更した事項

(1)　大規模小売店舗の名称

ア　変更前　マックスバリュ新仁賀保店
イ　変更後　コメリハードアンドグリーン仁賀保店

(2)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　変更前
マックスバリュ東北株式会社　代表取締役　反　田　悦　生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

イ　変更後
マックスバリュ東北株式会社　代表取締役　反　田　悦　生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
株式会社コメリ　代表取締役　棒　　雄一郎
新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号

(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　変更前
マックスバリュ東北株式会社　代表取締役　反　田　悦　生

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
有限会社文林堂書店　代表取締役　斎　藤　宗　治
由利郡仁賀保町平沢字旭町十八
有限会社ヘルスドラッグ須藤　代表取締役　須　藤　忠　広
由利郡仁賀保町平沢字清水五十―十
株式会社大創産業　代表取締役　矢　野　博　文
広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
イ　変更後
株式会社コメリ　代表取締役　棒　　雄一郎
新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号
株式会社大創産業　代表取締役　矢　野　博　文
広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
(四)　変更の年月日
(1)　大規模小売店舗の名称
平成十六年一月三十日
(2)　大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者
平成十六年六月一日
(五)　変更する理由
マックスバリュ東北株式会社が設置する店舗の移転に伴い、株式会社コメリがその跡地に新たに店舗を設置するため
二　届出年月日
平成十六年一月三十日
三　関係書類の縦覧場所及び期間
(一)　縦覧場所
県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
仁賀保町役場　産業課
(二)　縦覧期間
平成十六年二月十日から同年六月十日まで
四　意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課
五　意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一)　意見を述べる者の氏名及び住所
(二)　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三)　意見を述べる理由

秋田県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要
(一)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社　代表取締役　反　田　悦　生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
株式会社コメリ　代表取締役　棒　　雄一郎
新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号
(二)　大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリハードアンドグリーン仁賀保店
由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五ほか
(三)　変更しようとする事項
(1)　駐輪場の位置及び収容台数
ア　変更前　四十台
イ　変更後　六十台
(2)　荷さばき施設の位置及び面積
ア　変更前　百八十・五平方メートル
イ　変更後　百二十一・五平方メートル
(3)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア　変更前　三十二・一九立方メートル
イ　変更後　二十七・一〇立方メートル
(4)　小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア　変更前　開店時刻　午前九時ほか　閉店時刻　翌日午前零時ほか
イ　変更後
株式会社コメリ　開店時刻　午前九時　閉店時刻　午後九時
株式会社大創産業　開店時刻　午前十時　閉店時刻　午後八時
(5)　来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア　変更前　午前八時三十分から翌日午前零時三十分まで

イ　変更後　午前八時三十分から午後九時三十分まで

(6)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア　変更前　四か所

イ　変更後　五か所

(7)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア　変更前　午前六時から午後九時まで

イ　変更後　午前九時から午後九時まで

(四)　変更する年月日

平成十六年六月一日

(五)　変更する理由

マックスバリュ東北株式会社が設置する店舗の移転に伴い、株式会社コメリがその跡地に新たに店舗を設置するため

二　届出年月日

平成十六年一月三十日

三　関係書類の縦覧場所及び期間

(一)　縦覧場所

県庁第二庁舎一階　県政情報資料室

仁賀保町役場　産業課

(二)　縦覧期間

平成十六年二月十日から同年六月十日まで

四　意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課

五　意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一)　意見を述べる者の氏名及び住所

(二)　意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)　意見を述べる理由

秋田県告示第百二十三号

秋田県屋外広告物条例（昭和四十九年秋田県条例第二十号）第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年秋田県規則第十五号）第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　講習の日時及び場所

(一)　日時

第一日　平成十六年三月二十三日（火）午前九時十五分から午後五時まで

第二日　平成十六年三月二十四日（水）午前九時から午後四時四十五分まで

(二)　場所

秋田市山王一丁目一番一号　秋田市役所自治研修センター（研修棟）

二　講習会の内容及び時間

(一)　屋外広告物に関する法令　四時間

(二)　屋外広告物の表示の方法に関する事項　五時間

(三)　屋外広告物の施工に関する事項　三時間

三　受講申込書の交付

(一)　期間

平成十六年二月十日（火）から同年三月十日（水）まで

(二)　場所

鹿角市花輪字六月田一番地	鹿角地域振興局建設部用地課
北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一	北秋田地域振興局建設部用地課
能代市御指南町一番十号	山本地域振興局建設部用地課
秋田市山王四丁目一番二号	秋田地域振興局建設部用地課
本荘市出戸町字水林三百六十六番地	由利地域振興局建設部用地課
大曲市上栄町十三番六十二号	仙北地域振興局建設部用地課
横手市旭川一丁目三番四十一号	平鹿地域振興局建設部用地課
湯沢市千石町二丁目一番十号	雄勝地域振興局建設部用地課

（郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書し、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。）

四　受講申込書の受付

(一)　期間及び時間

日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日をいう。）を除き、平成十六年二月十日（火）から同年三月十日（水）までの午前九時から午後五時まで（郵送の場合は、必ず「簡易書留」により郵送し、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

(二)　場所

三(二)に掲げる場所

五　講習手数料

(一)　額　四千円

(二)　納付方法　受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

六　講習についての問い合わせ先
　建設交通部都市計画課（電話〇一八―八六〇―二四四二）

秋田県告示第百二十四号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

　平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字山神堂川向二二番一地先から一九番二地先まで	六・〇〇～九・〇〇	〇・〇四三
	新	矢坂糠沢線	〃	六・〇〇～一二・〇〇	〇・〇四三

二　供用開始の期日　平成十六年二月十日

三　道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
　㈠　場所　建設交通部道路環境課
　㈡　期間　平成十六年二月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第百二十五号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

　平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字山神堂川向二七番地先から二五番一地先まで	六・〇〇～九・〇〇	〇・〇五三
	新	矢坂糠沢線	〃	九・〇〇～一六・〇〇	〇・〇五三

二　供用開始の期日　平成十六年二月十日

三　道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
　㈠　場所　建設交通部道路環境課
　㈡　期間　平成十六年二月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第百二十六号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

　平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	矢坂糠沢線	北秋田郡鷹巣町綴子字上館ケ沢岱下一二番二から一一番一地先まで	六・五〇～八・〇〇	〇・〇三五
県道	新	矢坂糠沢線	〃	八・〇〇～一二・〇〇	〇・〇三五

二　供用開始の期日　平成十六年二月十日

三　道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路環境課

(二)　期間　平成十六年二月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	八幡平公園線	A	仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班チ小班地内	八・〇〇～一四・〇〇	〇・一二〇
			B	仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班ト小班からチ小班まで	六・〇〇～一九・〇〇	〇・二三二
	新	八幡平公園線		仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班チ小班地内	八・〇〇～一四・〇〇	〇・一二〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路環境課

(二)　期間　平成十六年二月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日

鹿角郡小坂町小坂字五十刈五番地三 株式会社タナックス 代表取締役　多　田　祥　茂	鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館十九番一の内、二十番一の内、二十番十の内及び二十番二十三の内	六六・五〇メートル	六メートル	平成十六年二月三日

公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿郡大雄村田根森土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

退任理事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村田根森字桜森六番地　小　野　良　一

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十八条第八項の規定により、大館市農業委員会から申請があった松峰地区の交換分合計画について、平成十六年二月三日認可したので、同条第十項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、平成十六年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
菅原憲治後援会	柴田三郎	菅原憲三	雄勝郡羽後町柏原十八番五号	平成十六年一月七日
小松有一後援会	髙橋征弘	鈴木芳孝	平鹿郡十文字町十文字新田字上佐吉開八十四番地	平成十六年一月十三日
髙橋大後援会	髙橋春實	髙橋洋一	平鹿郡十文字町梨木羽場字村頭海道下六十一番地三十二	〃
女性党秋田県秋田総支局	田中とも子	田中とも子	大館市釈迦内字台野道下五十九番地二	平成十六年一月十四日
佐々木慶治後援会	佐々木彦八	東海林正弘	由利郡大内町岩野目沢字福沢二十五番地	平成十六年一月十五日

相馬紘平後援会	佐藤　久	山田敦史	仙北郡南外村字下木直三百十八番地	平成十六年一月十六日
宮舘文男後援会	和田利夫	宮舘勝衛	鹿角郡小坂町上向字上鴇四十三番地	〃
小西重雄後援会	小野垣朋則	菅　栄一	雄勝郡雄勝町横堀字塞ノ神十二番地三	平成十六年一月十九日
佐々木公憲後援会	小山田康造	三浦秀泰	仙北郡西仙北町強首字強首九十八番地	〃
佐藤くにお後援会	佐藤保男	嶋田和幸	平鹿郡十文字町十五野新田字十五野百十七番地	〃
小笠原充宏後援会	佐藤節郎	黒沢厚二	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯四十三番地七	平成十六年一月二十日
秋田県歯科技工士連盟	平塚　聰	佐藤　仁	仙北郡協和町境字境二十六番地	平成十六年一月二十一日
斎藤文一後援会	斉藤長治	鈴木孝作	平鹿郡十文字町十五野新田字十五野百二十二番地	〃
伊藤晴敏後援会	伊藤晴敏	加藤松男	仙北郡西仙北町刈和野字小野二十三番地	平成十六年一月二十三日
豊島健悦後援会	豊島健悦	豊島良子	仙北郡協和町船岡字上宇津野百五十七番地	平成十六年一月二十八日

秋選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定により、平成十六年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

一　政党

政治団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目一番七号	秋田市山王六丁目一番三号	平成十六年一月五日

二　その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容（新）	内容（旧）	届出年月日
小塚光子後援会	代表者	佐藤秀子	松橋一英	平成十六年一月五日
地域活性化研究会	主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目一番七号	秋田市山王六丁目一番三号	〃
小松栄治後援会	代表者	伊藤昭男	後藤正道	平成十六年一月九日
中林藤一郎後援会	代表者	佐藤敏徳	佐藤十四夫	平成十六年一月十五日
	会計責任者	神成重雄	黒沢英章	
山本きよひろ政策研究会	主たる事務所の所在地	大館市字大館百五番地	鹿角市花輪字六月田五十一番地二	〃
ささき良英後援会	代表者	佐々木良規	佐々木広次	平成十六年一月十九日
	会計責任者	佐々木邦則	嘉藤一司	
小笠原充宏後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯十二番地十五	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯四十三番地七	平成十六年一月二十一日
	代表者	小笠原充宏	佐藤節郎	
畦田健後援会	代表者	斉藤守	鈴木慶一	平成十六年一月二十二日
	会計責任者	畦田一省	鈴木雄悦	
小笠原充宏後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市十和田大湯字上ノ湯二十八番地六十四	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯十二番地十五	平成十六年一月二十三日
小畑きよし後援会	会計責任者	菅原喜博	石戸谷勉	〃
佐藤いつろう後援会	代表者	米沢弘毅	畠山裕一	平成十六年一月二十六日
鈴木尚後援会	代表者	鈴木昭紀	尾久哲藏	〃

今野義親後援会	代表者	菊地良悦	菊地誠市	平成十六年一月二十九日
佐藤洋輔後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字六月田九十一番地	鹿角市八幡平字松舘四十六番地	〃
柴田宣男後援会	代表者	安倍政幸	佐藤了	〃
	会計責任者	鎮西満秋	佐々木静夫	
高橋せいご後援会	主たる事務所の所在地	横手市赤坂字甚吉森三十二番地一	横手市駅前町一番五号	〃
和泉嘉郎後援会	代表者	渡辺源一	渡辺蔵ノ助	〃
孝政会	会計責任者	加藤学	加藤重明	平成十六年一月三十日

秋選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十六年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由連合秋田県総支部	平成十五年十二月三十一日	平成十六年一月二十八日

二　その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐藤邦雄後援会	平成十五年十二月三十一日	平成十六年一月六日
佐藤時男後援会	〃	平成十六年一月七日
高久正吉後援会	〃	平成十六年一月十三日
高橋誠司後援会	〃	〃
政正会	〃	平成十六年一月十五日
佐々木英雄後援会	〃	平成十六年一月十六日
成田岩夫後援会	〃	平成十六年一月二十三日
藤原馨後援会	〃	〃
今野捷一後援会	〃	平成十六年一月二十七日
佐々木清美と語る会	平成十五年十二月三十日	平成十六年一月三十日

秋選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

Ⅰ　種類　政治資金規制法第17条第１項の規定による報告書

Ⅱ　報告書の要旨

１　収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称　**佐藤邦雄後援会**

報告年月日　平成16年１月６日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額	50,300円
前年繰越額	5,171円
本年の収入額	45,129円
(イ)　支出総額	50,300円

イ　収入・支出の内訳

(ア)　収入の内訳

個人の負担する党費又は会費	23,000円	
	23人	
寄附	22,129円	
個人からの寄附	22,129円	
合　計	45,129円	

［寄附の内訳］

個人からの寄附	
その他	22,129円

(イ)　支出の内訳

政治活動費	50,300円
組織活動費	50,300円
合　計	50,300円

政治団体の名称　**佐藤時男後援会**

報告年月日　平成16年１月７日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額	3,750円
前年繰越額	3,750円
本年の収入額	0円
(イ)　支出総額	0円

政治団体の名称　**高久正吉後援会**

報告年月日　平成16年１月13日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額	6,341,502円
前年繰越額	476,083円
本年の収入額	5,865,419円
(イ)　支出総額	6,341,502円

イ　収入・支出の内訳

(ア)　収入の内訳

個人の負担する党費又は会費	558,000円
	244人
寄附	4,132,916円
個人からの寄附	80,000円
政治団体からの寄附	4,052,916円
機関紙誌の発行その他事業による収入	1,174,500円
その他の収入	3円
合　計	5,865,419円

［寄附の内訳］

個人からの寄附		
その他	80,000円	
政治団体からの寄附		
政正会	4,042,916円	湯沢市
その他	10,000円	
小　計	4,052,916円	

(イ)　支出の内訳

経常経費	4,059,284円
人件費	3,157,060円
備品・消耗品	458,973円
事務所費	443,251円
政治活動費	2,282,218円
組織活動費	1,261,306円
選挙関係費	391,510円
機関紙誌の発行その他の事業費	591,902円

機関紙誌の発行事業費　77,550円
宣伝事業費　463,667円
その他の事業費　50,685円
調査研究費　37,500円
合　計　6,341,502円

政治団体の名称　**政正会**
報告年月日　平成16年１月15日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　7,622,540円
前年繰越額　1,259,029円
本年の収入額　6,363,511円
(イ)　支出総額　7,622,540円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　収入の内訳
寄附　6,363,500円
個人からの寄附　5,713,500円
政治団体からの寄附　650,000円
その他の収入　11円
合　計　6,363,511円
［寄附の内訳］
個人からの寄附
山脇恒太郎　100,000円　湯沢市
高久正吉　5,400,000円　湯沢市
その他　213,500円
小　計　5,713,500円
政治団体からの寄附
村岡兼造後援会　300,000円　本荘市
自由民主党秋田県支部連合会　100,000円　秋田市
自由民主党湯沢市支部　250,000円　湯沢市
小　計　650,000円
(イ)　支出の内訳
政治活動費　7,622,540円
選挙関係費　3,579,624円
寄附・交付金　4,042,916円
合　計　7,622,540円

政治団体の名称　**藤原馨後援会**
報告年月日　平成16年１月23日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　400,522円
前年繰越額　400,522円
本年の収入額　0円
(イ)　支出総額　0円

政治団体の名称　**佐々木清美と語る会**
報告年月日　平成16年１月30日
ア　収入・支出の総額
(ア)　収入総額　35,004円
前年繰越額　4円
本年の収入額　35,000円
(イ)　支出総額　37,540円
イ　収入・支出の内訳
(ア)　収入の内訳
個人の負担する党費又は会費　35,000円
70人
合　計　35,000円
(イ)　支出の内訳
政治活動費　37,540円
選挙関係費　37,540円
合　計　37,540円

2　収入及び支出のない団体
政党

政治団体の名称	報告年月日
自由連合秋田県総支部	平成16年１月28日

その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
高橋誠司後援会	平成16年１月13日

佐々木英雄後援会	平成16年1月16日
成田岩夫後援会	平成16年1月23日
今野捷一後援会	平成16年1月27日

秋選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
小笠原　充　宏	鹿角市長（候補者となろうとする者）	小笠原充宏後援会	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯十二番地十五	小笠原　充　宏	平成十六年一月二十一日
伊　藤　晴　敏	西仙北町議会議員（候補者となろうとする者）	伊藤晴敏後援会	仙北郡西仙北町刈和野字小野二十三番地	伊　藤　晴　敏	平成十六年一月二十三日

秋選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
				新	旧	
山　本　喜代宏	衆議院議員（現職）	山本きよひろ政策研究会	主たる事務所の所在地	大館市字大館百五番地	鹿角市花輪字六月田五十一番地二	平成十六年一月十五日
小笠原　充　宏	鹿角市長（候補者となろうとする者）	小笠原充宏後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市十和田大湯字上ノ湯二十八番地六十四	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯十二番地十五	平成十六年一月二十三日

秋選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体 名称	取り消した資金管理団体 主たる事務所の所在地	取り消した資金管理団体 代表者氏名	届出年月日
高　久　正　吉	県議会議員（候補者となろうとする者）	政正会	湯沢市柳町二丁目一番四十二号	高　久　正　吉	平成十六年一月十五日
成　田　岩　夫	二ツ井町議会議員（候補者となろうとする者）	成田岩夫後援会	山本郡二ツ井町仁鮒字大川反五十番地	成　田　岩　夫	平成十六年一月二十三日
藤　原　　馨	雄勝町長（候補者となろうとする者）	藤原馨後援会	雄勝郡雄勝町小野字東場五番地	藤　原　　馨	〃

秋選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

1　種類　平成16年１月31日まで提出された政治資金規正法第12条第１項の規定による報告書

2　報告書の要旨（平成14年分）

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額 収入総額	収入・支出の総額 支出総額	前年からの繰越額	翌年への繰越額	党・会費 金額	党・会費 員数	寄附 個人（うち特定寄附）	寄附 法人・その他の団体	寄附 政治団体	寄附 小計（うちあっせんによるもの）	政党匿名寄附	事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入額
高橋正治後援会	H16.1.21	円 27,493	円 0	円 27,493	円 27,493	円	人	円	円	円	円 0	円	円	円	円	円	円 0

経常経費 人件費	経常経費 光熱水費	経常経費 備品・消耗品費	経常経費 事務所費	経常経費 計	政治活動費 組織活動費	政治活動費 選挙関係費	機関紙誌の発行その他の事業費 機関紙誌の発行事業	機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業	機関紙誌の発行その他の事業費 政治資金パーティー事業	機関紙誌の発行その他の事業費 その他の事業	調査研究費	寄附・交付金	その他の経費	政治活動費 計	合計	うち交付金支出
円	円	円	円	円 0	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 0	円 0	

(1)　その他政治団体
ア　資産等の内訳
(ア)　預金若しくは貯金又は郵便貯金

政治団体の名称	残高（円）
高橋正治後援会	27,493

秋選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党秋田県秋田市第五支部から修正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり修正する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

（平成十五年秋選管告示第百十六号）

報告書の要旨自由民主党秋田県秋田市第五支部欄中

「

5,000,000	200,000	0	4,800,000				5,000,000		5,000,000

						5,000,000			48,960	151,040	200,000		

								0	200,000	

」

を

「

5,000,000	900,000	0	4,100,000				5,000,000		5,000,000

						5,000,000			48,960	151,040	200,000		

						700,000		700,000	900,000	

」

に改める。

秋選管告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨大館市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　　堯

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
大館市桂城児童センター	大館市水門町一番五号	平成八年六月十九日
大館市釈迦内児童センター	大館市釈迦内字相染台二十四番地	〃
麓西体育館	大館市比内前田字下前田二十番地	〃

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%